

第八十七回国会 大蔵委員会 議 録 第九号

(一三三)

昭和五十四年三月六日(火曜日)

午後六時五十一分開議

出席委員

委員長 加藤 六月君

理事 稻村 利幸君

理事 高島 修君

理事 佐藤 鶴樹君

理事 坂口 力君

理事 阿部 文男君

理事 池田 行彦君

理事 小淵 恵三君

理事 大村 襄治君

理事 佐野 嘉吉君

理事 原田 憲君

理事 村上 茂利君

理事 山崎武三郎君

理事 伊藤 茂君

理事 大島 弘君

理事 只松 祐治君

理事 村山 喜一君

理事 宮地 正介君

理事 安田 純治君

出席國務大臣

内閣総理大臣 大平 正芳君

大蔵大臣 金子 一平君

出席政府委員

大蔵政務次官 林 義郎君

大蔵省主税局長 高橋 元君

大蔵省証券局長 渡辺 豊樹君

大蔵省銀行局長 徳田 博美君

大蔵省銀行次長 米山 武政君

委員外の出席者

厚生省医務局長 森 幸男君

大蔵委員会調査 葉林 勇樹君

委員の異動

三月三日

辞任

正木 良明君

補欠選任

広沢 直樹君

同日

辞任

廣沢 直樹君

同日

辞任

宇野 宗佑君

補欠選任

伊藤 公介君

同日

辞任

伊藤 公介君

同日

理事坂口力君二月二十二日委員辞任につき、その補欠として坂口力君が理事に当選した。

同日

理事竹本孫一君同月一日委員辞任につき、その補欠として竹本孫一君が理事に当選した。

同日

三月三日

パチンコ機に対する物品税率引き下げに関する請願(天野光晴君紹介)(第一三九五号)

同(枝村要作君紹介)(第一三九六号)

同(加藤万吉君紹介)(第一三九七号)

同(木村俊夫君紹介)(第一三九八号)

同(小泉純一郎君紹介)(第一三九九号)

同(佐藤文生君紹介)(第一四〇〇号)

同(塩谷一夫君紹介)(第一四〇一号)

同(塩谷一夫君紹介)(第一四〇二号)

同(林孝矩君紹介)(第一四〇三号)

同(林孝矩君紹介)(第一四〇四号)

同(林孝矩君紹介)(第一四〇五号)

同(林孝矩君紹介)(第一四〇六号)

同(林孝矩君紹介)(第一四〇七号)

同(林孝矩君紹介)(第一四〇八号)

同(林孝矩君紹介)(第一四〇九号)

同(林孝矩君紹介)(第一四一〇号)

同(林孝矩君紹介)(第一四一一号)

同(林孝矩君紹介)(第一四一二号)

同(村上勇君紹介)(第一四〇六号)

同(岡本富夫君紹介)(第一四〇六号)

同(鹿野道彦君紹介)(第一四〇七号)

同(倉石忠雄君紹介)(第一四〇八号)

同(櫻内義雄君紹介)(第一四〇九号)

同(竹本孫一君紹介)(第一四一〇号)

同(服部安司君紹介)(第一四一一号)

同(平林剛君紹介)(第一四一二号)

同(田中正巳君紹介)(第一四一三号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四一四号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四一五号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四一六号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四一七号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四一八号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四一九号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四二〇号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四二一号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四二二号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四二三号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四二四号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四二五号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四二六号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四二七号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四二八号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四二九号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四三〇号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四三一号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四三二号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四三三号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四三四号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四三五号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四三六号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四三七号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四三八号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四三九号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四四〇号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四四一号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四四二号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四四三号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四四四号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四四五号)

同(村上勇君紹介)(第一四〇六号)

同(岡本富夫君紹介)(第一四〇六号)

同(鹿野道彦君紹介)(第一四〇七号)

同(倉石忠雄君紹介)(第一四〇八号)

同(櫻内義雄君紹介)(第一四〇九号)

同(竹本孫一君紹介)(第一四一〇号)

同(服部安司君紹介)(第一四一一号)

同(平林剛君紹介)(第一四一二号)

同(田中正巳君紹介)(第一四一三号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四一四号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四一五号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四一六号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四一七号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四一八号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四一九号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四二〇号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四二一号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四二二号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四二三号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四二四号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四二五号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四二六号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四二七号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四二八号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四二九号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四三〇号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四三一号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四三二号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四三三号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四三四号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四三五号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四三六号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四三七号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四三八号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四三九号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四四〇号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四四一号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四四二号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四四三号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四四四号)

同(玉置一弥君紹介)(第一四四五号)

一般消費税の新設反対等に関する請願（竹内勝彦君紹介）（第一五七五号）
同（西中清君紹介）（第一五七六号）
一般消費税反対及び所得税減税等に関する請願（外一件湯山勇君紹介）（第一五七七号）
揮発油税等石油消費税の増徴に関する請願（大西正男君紹介）（第一六四〇号）
同（田澤吉郎君紹介）（第一六八五号）
一般消費税の新設反対に関する請願外二件（広沢直樹君紹介）（第一六四一号）
同（宇都宮徳馬君紹介）（第一六八四号）
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

理事の補欠選任
租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第五号）

○加藤委員長 これより会議を開きます。
租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山田勉君。

○山田（勉）委員 きょうは本委員会に初めて総理の出席をいただいたわけですが、総理、就任なさって大変おめでとうございます。大蔵委員会の古いなじみでございます。あなたの人柄などについてはいまよく熟知をしております。きょうお呼びをして御質問すること、三点ばかりでございますが、あなたの人柄を信じまして、みごとな御返事がいただけることを冒頭期待をいたしております。

実は総理、この大蔵委員会が夜なべをするのはきょうが初めてでございます。大蔵委員会というのは歳入委員会でございます。予算と並んで大変重要視されておられる委員会だと思っております。三月三十一日、日切れ法案も抱えております。そういう関係で大蔵委員会は夜開くことが、あなたが大蔵大臣のころ常識になっておりました。しかしその結果、私も痛恨にたえないことがございます。前の大蔵大臣の愛知揆一さんがお亡くなりになったことがあります。その前の晩大蔵委員会、私が質疑者で審議をして、そうしてお亡くなりになったその新聞発表を見ると、かぜを引いておられた上に非常に過労がたたっている、こういう医師の表明があったと新聞は報道いたしております。愛知大蔵大臣がそうであつたように、昨今のこの大蔵委員会には病人続出でございます。歳入委員会というのは夜開かなければならないというの国会法のどこにもありません。私たちはこの状態を正常な姿だとは思いたくなくなつてまいりました。あなたが大蔵大臣をなさつていたころ私たちは夜の審議を果敢に手がけてきたのでございますけれども、この八十七回国会から原則として夜の審議はしない、こういう立場をお互いに理事会で確認し合つてきたところであります。現在見ても、社会党はそう、公明党はそう、民社党はそう、病気で補充がきかない状態でございます。一体こういう事態を国会運営をながめておられる総理としてどのように、本委員会を熟知なさつておるあなたですから総理としての見解があらうかと思ひますが、その見解を一言聞かしていただきたいと思ひます。

○大平内閣総理大臣 久しぶりに当委員会に招かれまして、大変感慨無量でございます。山田さんのおっしゃるとおりでございます。歴史は往々にして夜つづかれるということが言われておりますけれども、夜委員会を開くという慣行は、必ずしも仰せのように推奨できるものとは私と思ひません。けれども、今日第一委員会である予算委員会というものが終始持たれておる状況におきまして、それと並行してどのように歳入委員会を持つかということにつきましては、皆さんも大変御苦心のことと思ひます。したがって、推奨すべきこととは思ひませんけれども、万

やむを得なかつたことと存するのでございまして、御質疑に對しましては誠意をもつてお答えいたしまして、いたすらに深更に及ぶということのないようにいたしたいものと思ひます。

○山田（勉）委員 いまの総理の御答弁は、やはり夜やらない、しかしあんまり深更に及ぶことはやりませんというお答えのようです。

私は、歳入委員会と歳出の予算委員会との位置づけといふことが責任の度合いといふことか、そういうことをお答えいただけるものと思つていました。なぜ予算の委員会は夜やつてはいけないのですか。月曜日から土曜日まで予算委員会はおやりになります。しかも四十日かそこらの大変短期間の委員会でございます。月曜から土曜日までおやりになるので、この歳入委員会の大蔵は火曜、水曜、金曜の三日間でございまして。この三日間の委員会の審議を、せめて火曜なり水曜二回ぐらいは昼おやうください、その間は予算は夜開きます、こういうふうな原則的な運営というものはお考えになつていただけないのでしょうか。私はこれは提起でございますが、この委員会のほとんど皆さんたちの合意されておる問題点です。いかがでございますでしょうか。

○大平内閣総理大臣 予算は歳入と歳出の両面がございまして、従来歳出が重視されて、つまり歳入以上に重視されておつたということは私も痛感いたしておるわけでございます。本来歳入歳出は、山田さんおっしゃるとおり、どちらが優位であるかということとは決められない性質だと思ひます。予算委員会と歳入委員会たる本委員会のどちらに権威があるかという問題は、どちらにも平等の権威があると私は思ひます。

ただ、最近になりましてようやく歳入計画の審議ということが非常に重要性を帯びてまいりました。事実政府も予算の編成をやるに当たりまして、歳入計画が決まらなかつた、これではよく予算の半分はでき上がったという感じを深くしております。まして、歳入計画、歳入委員会の重要性というものは、当然のことといへ、ますます深く認識されてきていますように私は思ひます。したがつてそういうものとして国会が、予算委員会とこの歳入委員会とをどのように審議のあんばいをしてまいるかということは国会の問題でございますが、予算委員会に偏重しておるといふ今日までの慣行は、これですつかりいいのだと私、思ひません。思ひませんけれども、今日までこういう慣行が行われてきたにはそれだけの理由があつたわけでございます。一、概にこれを責めることはできないと思ひます。漸次その重要性にふさわしい審議が歳入計画につきましても、国会において行われるようになることを私もあなたと同様期待をいたします。

○山田（勉）委員 総理もさうお考えいただいております。さういふこと、こればかり質問をしておるわけにはいきませんから次に進みますが、最後に、歳入歳出の委員会の運営について原則的にどうあるべきかということを一週、現実の委員会運営に着目をして見直していただくように御努力をお願いしたいと思います。

それから、この委員会はきょうは租税特別措置法の議了する時期でございます。その意味でございますので、特別措置の問題について若干御質問いたします。

昨今の国民の意見、それは税の不正を直してくれという声は非常に強いものがございます。私たちは租税特別措置を審議するときに参考人の方を三名お呼びしました。その参考人の意見も、一般消費税を導入するその前に、この特別措置の不正を是正するということが最も重要なことであるという見解を述べられた参考人もいらつております。私はその意味から考えまして、租税特別措置が不正税制の温床である。今回も提出された法案の中では、部分的にはかなり手直しをいたしたものでございまして、また十全を期しておりません。少なくとも企業優遇税の中核である準備金制度の問題、引当金制度の問題、あるいは医師優遇税制の問題など、もう一度洗い直して次の国会には提起していただきたいもの

と念じておりますけれども、そういう洗い直しをなさる気持ちがあるかどうか、お伺いをいたしたいと思ひます。

○大平内閣総理大臣 不公平税制と一口に言ひまされども、何が不正であるかということにつきましても、時代によって違ひますし、またそれぞれの立場によつて違ひますし、個人個人の主観によつて違ひまされども、山田さんと私の間でも必ずしもその点は一致してないのじやないかと思ひます。ただ一般的に申し上げて、私はここ数年、いわゆる租税特別措置の整理は大変進んだと思ひます。これはこの委員会の大変な業績であらうと思ひます。

これは租税特別措置というものはしつちゅう見直しなればいかなぬものである、事実見直すのだというのを地で行つていただいたことと違ひまして、年々歳々幾つかの特別措置を取り上げられて、あるいは廃止されあるいは縮小されあるいは改善されてきたと思ひます。五十四年度におきましても幾つかの重要な項目が取り上げられて、いま御審議をいただいております。五十四年度におきましても幾つかの重要な項目が取り上げられて、いま御審議をいただいております。五十四年度におきましても幾つかの重要な項目が取り上げられて、いま御審議をいただいております。

これは租税特別措置というものはしつちゅう見直しなればいかなぬものである、事実見直すのだというのを地で行つていただいたことと違ひまして、年々歳々幾つかの特別措置を取り上げられて、あるいは廃止されあるいは縮小されあるいは改善されてきたと思ひます。五十四年度におきましても幾つかの重要な項目が取り上げられて、いま御審議をいただいております。五十四年度におきましても幾つかの重要な項目が取り上げられて、いま御審議をいただいております。

来企業会計上当然の整理の仕方として会計の原則として定立してきておるものまでも特別措置ということになりまされども、これは問題が少し曲がつてくるわけでございますので、そのあたりは私は、企業会計原則という立場から素直に見て取り扱つていかなければならぬので、これはあなたの言われる特別措置の縮小、整理という問題とはちよつと違つた問題ではないかと考えます。

○山田(社)委員 何が不正なりやということに對して、主観の違ひによつて異なる場合がある、それはそれでよい。ただ、私たちが数日間扱つてきた租税特別措置の審議の過程の中で、この租税特別措置法の中に多くの不正というものが存在する、するから一般の税法とは違つて時限立法にしては、政策目的を達成したら終わるといふことにしている、そういう問題が多く指摘されるので、私が申し上げた準備金なり引当金とか、その他医師優遇税制の問題等々については改めて見直してもらひ、次期国会で出していただくということについてお伺いをしておるわけです。だからその点については、私とあなたの主観の違ひもございませうけれども、その具体的な提議をしておるわけで、私はいまあなたの見直すのが原則だとおっしゃるそういう抽象論じゃなくて、来国会には当然見直し作業をして提起するという立場の御返事を期待しておるわけです。その点はいかがでしょうか。

○大平内閣総理大臣 当然私もそう考へておるわけでございます。これは見直しなことにするとかいふような横着なことは許されなと思ひます。みんな見直して、続けるべきか続けざるべきか、それをその年度年度厳密に考へていくべきものと思ひます。

○山田(社)委員 見直していただくことになりまされたので、それでは一応内部には入らずに了解をいたしたいと思ひます。

時間もございませぬから順を追つて入りたいと思ひますが、この国会のあなたの施政方針にしても大蔵大臣の施政方針にしても一様に述べられて

おりますのは、雇用の創出、非常に重点に立てられております。私も同感でございます。また、予算委員会におきましても雇用の集中審議をなされてまいりました。私はこういう経緯と、私とあなたとはこの委員会が昭和五十四年四月二十三日、週休二日制の実施について、特に所掌事項であるこの大蔵委員会は金融制度の週休二日、その根元にある銀行法十八條の改正について提起をして、あなたとお約束をいたしました。

お約束は四つにわたつております。第一点は、あなたが一箇年中に実現するように約束をする、こういう約束でございます。昭和五十四年四月二十三日でございませうから、私の確認で一箇年とは日本語で一年ないし二年だ、こういう確認をいたしました。ことは昭和五十四年、四月二十三日も間もなく訪れます。何年たつたでしょうか、四年ですか。あなたの一箇年というのは四年であつたらうかと私は改めて問ひ直したいのでございませう。二番目に約束なさりましたのは、あなたは大蔵大臣として関係懇談会を直ちに開かせて、この一箇年実施するということを提起をして、関係懇談会にも作業させるとお話がございました。こういう問題は全体の労働政策でもある、産業政策でもある、銀行法十八條の問題については全体を広く見て進めたい、そのために関係懇談会を十分議論を願つて結論を出したい、こういうお話でございませう。この関係懇談会は存在しておるのですか。あなたが私とお約束なさつた五十年の四月二十三日以降何回開かれたのですか。一回も開かれていない、私はこういうふうな仄聞をいたしておりますが、その二点について、あなたは総理になられたので、その立場から、昭和五十四年四月二十三日の約束をいまだ一歩も進めなうとしておるのか、その委員会ではどう御答弁をいたしたいと思ひます。

○大平内閣総理大臣 ちよつと弁解してみても恐縮でございますけれども、一箇年に実施するという約束はいたしております。一箇年の間に目安をつ

けたいと私の希望を付して、本委員会であなたと論議をいたしたことはいふ思ひ出さうでございます。

非常にこの問題は社会経済全体に与える影響が大きいわけでございます。普通の金融機関ばかりではございませぬ、農協その他みんな含めてやらなければ意味がありませんので、郵便局その他含めて考えなければならぬので、大変むずかしい問題である。ただ、一箇年の間にこれを軌道に乗せたいという願望を持って真剣に当たるといふお約束はいたしたわけでございます。

そこで第一の関門は、これは銀行法の改正をやらなければならぬ仕事でございますので、この点につきましては金融制度調査会、本年の前半には答申が得られるところまで審議が進んでおるやうに何つておられます、またその他の法制にもいろいろ関係がございませうので、これに関連いたしましていろいろ事項を整備してまいらなければならぬわけでございます。そういうことでございませうので、政府として前向きに現に取り組んでおります、これをながしにするつもりは毛頭ございませぬ。

第二の関係懇談会でございますが、必要がございませうならば、関係関係の懇談会を開くというシステムを自民党政府はとっておりますので、これはいつでも開こうと思へば開けるわけでございますが、これに提案をするところの具体的な案件があれば開くことにやぶさかではございませぬが、ただいままだそこまで至つていないということをお約束いたします。

○山田(社)委員 総理は非常に頭脳明敏で、言われたことについては責任を持たれるという方と私も、いまのお話は少し違ひようように聞かれます。だけれども、議事録を読み上げてみましようね。これはあなたがもしやべりになつたこととす。「関係関係懇談会をこれとすべく早く御招集いただきます」と、それから御提議して、週休二日制の結論をなるべく早く見出すように努力しますというお約束を

総理は六・三%にしておる、このことに對する不
満、こういうもの等がかなり議論されていくの
はないかと私は思っております。その中で、貿易
収支の黒字についてはもう古い話でございますけ
れども、日本の生産を上げていく勤労者が働き過
ぎである、こういうことが裏打ちとなつておるの
でございます。

そういう諸外国首脳のお集まりになる東京サミ
ットに對して、東大の名譽教授有泉さんを初め十
四名の學者の人々による完全週休二日制推進実現
専門家會議というのが先月の二十七日に結成をさ
れました。そして五月の中旬に一千名規模の學
者委員會を構成して、總会を開き決議をもつて
東京サミットに陳情する、こういう動きがいま起
こつてございいます。私は日本政府の若干恥ずか
しいところ。大平総理がこの東京サミットに非常
に期待をなさつておることも承知をしております。

せめておれの總理のときにりっぱにやりたい
という気持ちもその片りんをうかがせていただ
いております。この東京サミットに學者先生が千
余名も決議書をもつて、日本の働き過ぎを解消す
るための週休二日制実行に對して先進國首脳の見
解を問われる、これは日本の總理大臣として喜ば
しいことじゃないでしょうか。

この國會の予算委員會の審議を通してあるいは
各關係委員會の審議を通して、國家公務員の本格
実施に向かつて追求の仕方、あるいは時間短縮か
ら定年制延長にまで上る膨大な議論をしてきてお
るんです。情勢は私は熟しておると思うのです
よ。そういう時期に直面をしておるときに、この
大藏委員會が所掌しておる銀行法十八條の改正は
來國會にする、これは制度調査會の答申が出てか
らのことでございます。私は今日、金融制度
調査會に果たされてきた大藏省銀行局長の御努力
は感謝をしております。その順序が大体定まつて
きたことについても敬意を表しております。それ
を受けて總理大臣が、次の國會には法案を出すよう
大藏大臣と協議願つて措置されることについて
も、新しい提起だといつて私は一つの敬意を表し

ているのです。しかし、それだけでは週休二日の
実施にはなりませんよ。だから公務員の問題、全
産業の規模における問題等横並びに考へて、まず
その突破口に銀行法十八條の改正、さて週休二日
に入るぞ、こういう一つの意思表示というものが
何らかの形式でなされなければ、公務員、人事院
に對する一つの勵まし、中小企業など全産業に對
する勵ましにもならないと思うのです。そういう
突破口に對してどのような方法を御検討なさつて
いらつしやるのか、あなたの決意をお伺いしたい
と思ひます。

○大平内閣總理大臣 六月末に東京サミットが予
定されておりますけれども、これは先進國首脳が
集まりまして、当面の世界經濟に對する信認、そ
れから將來の展望、そういう論議を通じまして連
帶的な行動がとれないかという相談でございま
し、それぞれの國の個別的な政策の是非をそこで
論議をする場所ではないと思ひます。週休二日
制の問題はすでに先進諸國におきましては実行の
段階に入つておるわけでございいます。わが國が諸
般の事情で今日のような状態にあるわけでござい
ますが、それに対する実行せよとの提言は日本政
府にしたいだきたくないのでございまして、サミ
ットに参りました首脳にいたしていただくような性
質のものではないと思ひます。日本政府にして
いただくと思ひます。

それから第二の点でございますが、仰せのよう
に世界經濟に大きな影響のある総合的な措置で
ございまして、どこからか漸次糸口を見出しま
して実行に移してまいり、一朝一夕でできる性質
のものではないわけでございいます。したがつて、
金融機關の週休二日制という観点から金融機關に
ついて二日制を実施するという問題は、前々から
すでに相當論議が進んでおりますし、法改正と
の関連でも議論が深められておるわけでございま
す。そういう意味で、ひとり金融機關だけの問題
ではなくて、日本の經濟運営の一つの大きな問題
としてほかにも影響があるわけでございしますの
で、私はそういう視野から、金融機關だけの問題

としてでなく全體の問題の一環としてこの問題を
處理いたしていくべきものと考へております。し
たがつて、まず手をつけております銀行法の改
正を急がなければならぬと存じております。その
策案に当たりまして、いま仰せのような視点から
問題をよく消化いたしました、全體の問題の一環
であるというような観点からこの問題にまず取り
組むということにいたしましたと思ひますのでござい
ます。

それから公務員制度の方の問題、きょうはそう
いうところまで私は議論が進むと存じませんでし
たのでまだ調べるいとまがなかったわけでござい
ますが、最近までの経緯を一遍私なりに調査いた
しまして、対応をどうするかということについて
改めて内閣として考えさせていただきますと思ひ
ます。

○山田(耻)委員 時間も余りございませんので、
長く続けられませんが、おっしゃつていらっしゃる
金融機關週休二日制の前提としての銀行法十八條
は、ここの六月近く金融制度調査會で答申が出
るから、これを受けて法改正をして來國會に提出
をする、これは、いまの公務員制度の問題あるい
は全産業的、特に中小零細企業の問題、こうした
ものが横並びにございしますので、少なくともその
段階では、金融機關に所屬しておる十八條の關係
がらふと先行していくわけです。私はこの役割
りは非常に大きいと思ひます。おっしゃつてい
るように、全産業の問題、金融の問題、公務員
の問題、おしなべて一緒に週休二日にさつと入れ
たい、しかしなかなかそういうものにはできなく
いという現状の方がいつも叫ばれてくるのです。

五十年の四月二十三日の委員會であなたと私とや
りとりしたときも、やはり横並び方式を提起をさ
れました。しかしながら、この横並びの中でのど
こかで突破口が生まれなくちゃいけないんだとい
うことから小委員會の設置をお願いして、あなた
も四點のお約束をしたわけなんです。しかし今回
はようやく、金融制度調査會の結論が出て、來國
會では法律改正をするといふところまで前進をし

てきましたので、これも一つの突破口にしてい
かねばならぬと考へています。

そこで氣になりますのは、公務員制度の本施
行の問題、あるいは中小企業などの一般の産業經
濟の政策の問題からの見方です。こういう点がど
ういう形で横並びになるか、同じ状態になるかど
ういふことについては私もわかりません。わかりま
せんから、とにかく公務員の問題なり全産業の
人々を引き連れていく突破口として銀行法の十八
條改正を価値あらしめたい。そのために大藏大
臣、そういう大藏委員會の持つ銀行法十八條改正
の任務、役割り、こういう点を大藏委員會冒頭の
ときにあなたにも私はお願いをしたのです。こと
しはこの大藏委員會は重大な決意をして、いま總
理から申された來國會法改正という問題について
一分一厘違ひがないように大藏委員會できちつと
する場を設けたいと考へておりますので、大臣も
協力をいただけるものと思ひますが、いかがで
ございしますか。

○金子(一)國務大臣 昨年の三月の小委員會の結
論も私、拝見いたしております。いまの山田さん
の御意見十分に承知いたしておりますので、ぜひ御
意見のとおり実現できるようにしつかり努力して
まいりたいと考へておる次第でございします。

○山田(耻)委員 よろしくお願ひします。

それでは、あと佐藤委員にかわつて質疑を願
いたいと思ひますので、私はこれで終わります。あ
りがとうございました。

○加藤委員長 佐藤樹樹君。

○佐藤(觀)委員 私は医師税制の問題について、
とりわけきょう、きのうの政治的な動きに絡ん
で、大平内閣の姿勢の問題についてお伺いをして
おきたいわけであります。

きょうの夕刊を見ますとどの新聞も、自民黨の
方は医師税制の是正について、三年以内をめどと
して見直すことを検討する、衆議院大藏委員會で
決議をして是正を保証すると新自由クラブに對し
て回答したというのが伝えられておるわけであ
ります。これは先ほど理事會の中でも、大藏委員

会の自民党の理事の方に聞いてみても、おれたちはそんな話は知らぬということだから、そういうことはなかったのかと思いましたが、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、どれも同じ内容が出ているわけでありまして、三紙に同じ内容の提案が書かれていたということになると、これは必ずしもうそではないんじゃないかと思わざるを得ぬわけでありまして。

そこで少しお伺いしておきたいのは、当大蔵委員会でも新自由クラブの西岡幹事長が金子大蔵大臣に対して、三年ぐらいで見直したらどうかと言ったら、金子大蔵大臣は、いやそんなことはできませんといった答弁だったもので、西岡幹事長も、わずか四十九分持ち時間を残して質問が途切れてしまったという様な経緯があるわけですね。一体いまの小平さんの内閣、あるいは大平さんが総裁をやっている自民党というのは、それは確かに予算を無傷で通したい、新自由クラブさえ同調してもらえば逆転可決などということはないでいいですか、大平内閣ができたばかりで初めての予算ですから、そうしたいということではありますから、なるべく新自由クラブさんを引き入れたいという気持ちにはわからねえわけではあります。これは、これは事政策に関する問題だと私は思うのであります。もし自民党の方でそのような案が提示をされたというならば、金子大蔵大臣が当委員会、この五段階制の医師税制というのは改正する必要はないんだ、とりあえずとにかくこの方式でいくんだと述べられた内容と違ふと私は思うのであります。もし新聞に報じられるように、しかも三紙とも同じような文面で述べられているいま私が読み上げました二項目について提案があったというならば、これは提案はしたけれども新自由クラブが受け入れなかった、したがって引込め、こういう性格のものでないとは私は思うのであります。こういう提案をしたということ、いまの医師税制に、もし新自由クラブからの提案があれば、疑問を持つてから三年間で見直そう、こういうことを答えたものである。そしてそ

ういう主張をしながら新自由クラブがそれを受け入れなかったら今度はそれを引込め、これでは、一体政策とは何ぞや、予算を通すためにはあらゆる政策も全くごたごたにしているのかという疑問を私は持たざるを得ぬのであります。

一体こういった事実があったのかどうか。大平さんといましては責任を持って、いま申しましたような内容というのはなかったのか。そして五段階の医師税制というのは恒久的な税制としてこれからやっていくつもりなのか。恒久的と申しまして、三十年、四十年という意味ではなくて、何年が恒久的かわかりませんが、税制でありますからいろいろな情勢が変れば変わるのが当然でありますけれども、少なくとも皆さんの方には自信を持って出されたことなのか。今度の制度がいい悪いの話は別として、三年間で見直しをして新しい出発点にするのか。新自由クラブに一度提案をしたように新聞は報じているわけでありまして、新自由クラブが納得をしなかったら今度はこれを引込めるといふのは、私は全く政策を政争の具にしているものだと思うのであります。一体こういう事実があったのか、これは金子大蔵相に命じたように、責任を持ってある程度恒久的にこの五段階制でいくんだというふうな考えでいらっしゃるのか、この一点についてお伺いしたいと思います。

○大平内閣総理大臣 予算に対する態度に関連いたしまして、わが党と新自由クラブとの間で折衝が行われたことは事実でございます。その一つの焦点は、佐藤さんが御指摘になりました社会保険診療報酬に対する課税問題であったと承知いたしております。これに對しまして新自由クラブさんの方は、三年たてば見直して改定するという強い意向を持たれておったと聞いております。わが方といたしましては、そこまでの段階で踏み切るわけにもまいりませんので、それを検討することとはやぶさかでないけれども、改定を約束するということとはできないというところで、両方の見解

が一致するに至っていないことを私は承知いたしております。佐藤さんが御心配になるように、自民党は新自由クラブとの折衝が成功するかもしれないで態度を二にするという政策ではありません。われわれは検討するところまでは承知してよろしいのじゃないかと思ひます。先ほど山田さんといま議論したばかりでございます。特別措置というのは毎年これを見直していくことなんですから、三年の間に見直していくということとは、私はそこまで御了解いただければ結構なことだと思つておたつたのでございますが、この折衝の成否によって自民党の政策姿勢を二にするというように、そういうことはいたさないつもりでございます。

○佐藤(観)委員 巧みに回答はなかなかずらされているので、総理のほうは、新聞は、自民党の方がいま申しました二点について、三年間で検討する、大蔵委員会で決議をするということをお答えした、あるいは提案をした、こういう書き方になっているので、新自由クラブが三年以内に検討しろと言ったのは事実でしよう、きつと、主張を聞いていても、それに対して自民党の方で回答したということが、いま申しましたように、くどいようですけれども、朝日も毎日も読売も、あるいは毎日新聞の「同時進行ドキュメント 攻防予算修正」というところにも詳しく書いてあるわけですよ。いまのあれだと、新聞はこれは皆聞違つて書いているのだというふうに考えないと、話が一致しませんわね。私は、租税特別措置法でありますから、原則的にすべて見直すのはいいのです。毎年いろいろな政策が変わるのはいいいわけでありまして、少なくとも予算に賛成をしてもうたためにちょっと小出しにしてみようというふうな賛成してくれなければ引込めるといふような政治姿勢は、これは私は断じてとるべきものではないと思うのです。事の成否は、事のあり方というの、政策の正しいか正しくないかにある問題であつて、これはいま総理が言われるように、こういった政争の具にして政策を論すべき筋合いの問題ではないと私は思うのであります。

重ねてお伺いしますけれども、もちろんいろいろな情勢は変わるわけでありまして、租税特別措置として当然見直すのは当然でありますし、むしろ私は、医師の持ついろいろな特殊性やら、あるいは個人開業医の経営のあり方というのは本来どうあるべきか、こういうような問題をもっと総理の見解もお伺いすべきであります。それは関連質問ですからきょういたしませんけれども、少なくともここで報じられたような三年見直しということではなくて、とりあえず次のよりベターな案が出されるまでは、私は一人法人というのをしてみたらどうかということをお伺いして、質問したわけでありまして、厚生省等もこれは考えるということになつていくわけでありまして、日本医療の将来にとつて非常に関係の深いこの問題について、新しい結論が出るまではこれは続ける、新自由クラブに提案をしたと報じられるようなことは当面はないのだ、こういうふうな理解をすべきなんですか、重ねてお伺いしておきます。

○大平内閣総理大臣 佐藤さんの仰せになることは、三年たつてわれわれが改定するということはいま決めておつた、そしてそれをやめたということであれば、おしかりを受けるかもしれないけれども、検討するわけですからね。検討するということをおつたわけですから、何も二放言を使つておるわけでもないで、その点はひとつ御了承をいただきたいと思ひます。それで、いまの社会保険診療報酬の課税特別でございまして、これは昭和五十年年度の税制改正に関する税制調査会の答申を基礎としながら、収入の低い階層については、社会保険の公共性の点をさらに配慮をいたしまして、若干手直しをした妥当な内容であると考えておりまして、相当の期間これは維持してよいものと私は考えております。

○佐藤(観)委員 終わります。
○加藤委員長 坂口力君。

ればそれにしたことはないわけでありすが、もう一度この点だけをお答えいただいて、あと一問だけ次の問題を質問させていただきたいと思ひます。

○大平内閣総理大臣 税の執行上問題があり、その点、充実した課税で不公平を結果しないようにしなければならぬ、そのためにはやはり適当な要員を確保していかないとはいけないという御趣旨は、私も賛成でございます。そういうことでなければならぬと思うのでございますが、それにはおのずから限度がある、その限度をどこに設定するか、そしてそれで満たされない面をどういう方法で補完していくか、これはわれわれが考えなければならぬ大きな課題ではないかと思う点が第一点。それから要員の確保の場合は、できるだけ部内の配転という点で充足するように工夫しなければならぬのではないかと、私の第二点として申し上げたわけでございます。

○坂口委員 それじゃ大臣、これは昭和五十四年と申し上げてもいいし五十四年度と申し上げてもよろしいが、一年間ひとつ検討課題にするというにしたいだけですか。

○大平内閣総理大臣 それは一般消費税と関係なく、いまの課税の充実の点と適正な要員の確保についての検討でございますね。検討させていただきます。

○坂口委員 それでは最後に、先ほどもいわれる医師税制の問題が出ましたので、その重複するところはもう避けたいと思ひますが、最後に一人法人の問題でございます。

これはどちらかと申しますと厚生省管轄の問題でございますけれども、先日私も、予算の分科会におきまして厚生大臣にこのことを質問したわけでございますが、厚生大臣としては、この一人法人制度をひとつ検討をしたい、こういう答弁でございました。そうはい言いますもの、これは大蔵省とかかわりも大きい分野でございまして、各省庁の各大臣の賛同がなければなかなか前進しない部門ではなからうかと思ひます。最高責

任者の総理のこれに対する所見をお伺いをして、最後にしたいと思ひます。

○大平内閣総理大臣 現在、医療法人は病院もしくは医師三人以上の診療所について認められておりますことは御承知のとおりでございますが、近年診療所につきましても、開設資金が相当大きくなつておる等の状況の変化もございまして、一人法人を認めることの意義については今後十分検討を加えてまいりたいと思ひます。

○坂口委員 ありがとうございます。終わります。

○加藤委員長 高橋高望君。

○高橋委員 総理並びに大臣初め皆様方、大変遅くまで恐縮でございます。ひとつよろしくお答えをいただきたいと思ひます。

きょうの主題は、租税特別措置法の一部を改正するということでございます。私はまさに名前のとおり、租税特別措置法というものは特別の配賦が必要だ、こう思うわけでございまして。特に今年の租税は、私に言わしていただければ、ずばり不公平税制の是正というものが租税特別措置法を考へる大きな柱だ、こう思つておるのです。先ほど同僚委員とのお話の中で、何が不公平かについてはいろいろ意見があると、こうおっしゃいますけれども、私は何が不公平かというよりも、租税特別措置法というものは政権担当者の特権でやることですから、これは不正とか公正とかいうよりも、まず第一に考へていただきたいことは、その特権を發揮するに当たつての基本的な取り組む姿勢があるかと思ひます。

その辺を考へ合はせたいと思ひます。同僚委員とは全く逆の立場から、租税特別措置法が国民に感謝されるためにはどういふうな生命を力を持すべきなのか、この辺についてまず総理の御見解をいただきたいと思ひます。

○大平内閣総理大臣 一般に租税特別措置といふ特定の政策目的を達成する場合に課税の軽減とい

う手段をとらうとするものでございまして。したがって、これが国民に理解され支持されるかどうかの問題は二つありまして、一つは、その設定した目的が国民の期待にこたへるものであるかどうかということでございます。いまの租税特別措置法におきましても、住宅政策でございまして、あるいは貯蓄政策でございまして、あるいは中小企業対策でございまして、環境保全とか、いろいろな政策目的があるわけでございまして、そういうことのために税を手段として使つていいか悪いか、これは第二の問題になりますけれども、まずそういう目標が特殊な手段を通じてでも実現を図る政策であるかどうか、それに対して国民の理解と支持が得られるかどうかという点が第一点であらうと思ひます。

第二点は、しかしこれが一般に課税すべきところをそれだけ軽減していくわけでございまして、確かに高橋さんのおっしゃる通りにこれは特権を与へるわけでございまして、その程度が問題でございまして、先般もあなたも御指摘になつておりましたようにやはり期限が必要だ、見直しが必要だ、これはそこにあるのではないかと。やはりこれが特権の上に眠るということになると許しがたいこととございまして、決して国民の支持を得られないものと思ひます。決して、そういう点々を十分踏まえてかかるべきでないかと思ひます。

○高橋委員 そこで先ほどからお話が出ておりますけれども、やはり基本的に既得権化させたりあるいは圧力団体の圧力によってこれを設定したりするといふようなことは間違つておはらないか、ということと申すのです。ところが、残念なことに現在の情勢の中では、そうした意味で国民の皆さんがなかなか納得のいかない、声の大きいもの、力のあるものが特権をかつたらつていっちゃう、与えられたパイの中から持つていってしまふ、こういうふうな見方というものはいふんあるうかと思ひます。ですから、これは抽象論の域を越えさせないけれども、どうぞひとつ租税特

別措置法の見直しというのに対して、他の圧力と申しましようか、本来の要求以外の力で制度等をつくつたり、ましてやこれを既得権化して永続化させるといふことのないようにひとつ御配慮をいただきたい、まずこのことをお願いを申し上げておきます。

続いて、私はきょうはキャピタルゲイン課税をめぐつての証券界のあり方、証券業に対する行政指導のあり方というのにも総理の御意見をいただきたいと思ひます。

従来よく言われてまいりました言葉に、証券市場の健全化ということがあります。確かに証券市場というのは自由主義経済のとりででございますから、これに注目されるのは当然なんです。それから、これに注目が集まるのは健全なる育成とあるいは健全化を図るとかといったようなことが行政の立場から出てくる、この背景については総理はどのように理解をされていらっしゃいますか。

○大平内閣総理大臣 証券市場の健全な育成というのは、健全な投資家を保護する意味におきまして、そこで有価証券の流通が円滑にまいつて公正な値段が立つていくように、そしてそれを取り扱う業者が健全であるという姿に持つていかないとはいけない、そういう趣旨で実行されておるものと思ひます。そういう趣旨で、背景という趣旨がどういふ趣旨かちよつと私も理解しかねますが、そういう必要があつて現に立法あるいは行政指導でもよろのことが行われておるものと私は承知いたしております。

○高橋委員 そうであればよろしいのですが、現実がそうじゃないところにこの問題があるうかと私は思ひます。大変表現が汚らしいかと思ひますけれども、ちよつとした金がある程度だつたらパチンコ屋に行つてパチンコをやる、少し金があると競馬や何かの馬券を買ふ、もうちよつと金があると株をいじる、こういうふうな株をいじるという表現でおわりのように、現在までの証券界あるいは証券業の姿勢というものはいわゆるマネーゲームの

域をなかなか越えていない。むしろその投機性をあおって、しかもそれによってある意味では不労所得のようなものに対しても課税の面で十分な把握のできないままに放置している。こういうことを私は私はその背景ということで伺いたいわけなんです。

このところ長い間言われてきている健全なる市場あるいは健全なる育成という中での中、現実にはどの程度証券業界に対して行政側が指導しているか。私これはじみちらに働いている、暮らしている方から見ると、ずいぶん甘えさせてしまっているというか、伸び伸びさせてしまっているというか、自由気ままにやらせておるように思われてならない。私に言わせるならば、特にこのところ、キャピタルゲインというのは不労所得だ、こう断言してもいいくらいの内容になっておる。証券行政に対する御配慮を一段と煩わしいと思ひますけれども、いかがでございますか。

○大平内閣総理大臣 産業に必要な資金の確保の意味で、証券市場が健全な姿において運営されておるということを保障することは、国民経済から見ても大事なことである。それで、個々の投資家がどういう意図で市場に臨むかということとは一応別に、市場全体として健全に運営されていくメカニズムをちゃんとしておかなければならぬことと思うのであります。

それから第二に、しかし市場が投機に走るあるいは投機に流れるというようにございませう場合は、これに対しまして適正な規制を加えなければなりませんし、投資家自身にも御自覚をしてもらわなければならぬわけでございまして、それは同時に、行政指導上十分戒めてからなければならぬことだと考えるわけでございませう。

ただししかし、もっと厳密に考えてみると、やはり投資家保護と言いますけれども、保護されるような投資家じゃ困るので、投資家自身もやはり真剣に考えていただいて健全投資に徹していただくという、市場を幾らつぱに運営していくという

たしまして、なかなかそれは実行できないのじゃないかと思ひまして、市場の健全化とそれから投資態度というものを対しまして自覚ある配慮を私は望みたいと思ひます。

○高橋委員 総理せっかくお見えでございますけれども、そこで金子大臣にちょっとお伺いしておきたいことは、そういう意味合いの中での証券行政が今後証券業に何を望まれているのかあるいは望まうとされているのか、これについて大蔵大臣、御見解をひとつお願い申し上げます。

○金子(一)国務大臣 いま総理からもお話のございましたとおり、長期の安定した資金調達なりあるいは投資家の資産運用等につきまして、価格の形成が公正に図られるということが一番大事なことであらうと思ひます。そういう意味においての業界の営業姿勢をしっかりと正していくことと同時に、投資家によく情報を提供してやるといことが、証券行政の衝に当たる者として大事なことでございまして、やっております。

○高橋委員 よく言われるディスクロージャーの問題も含めて、いままでは大変失礼ながら、投機心をあおって、そして興味本位のいままじょうか金もつけの対象としての投資、投機といひまじょうか、そういうものに終始していたというところは、私はこれは残念ながら現実の問題だろうと思ひます。ですからひとつその辺を踏まえて、特に今後のこういう財政事情の中でのいろいろの不公平の問題がある時期でもございませうから、ここでひとつキャピタルゲインに関する課税も、従来やれないやれないというところで、技術的にむずかしいという表現で見過ごしてきたといひまじょうかあきらかに改訂していただくもの、何か私はもう少し取り上げて改善していただきたい。キャピタルゲインというものの自体がまず不労所得なんだという割り切り方をかなり打ち出さない限り、こういった課税に対しての姿勢もできてこないのだらうと思ひますが、これは大蔵大臣に重ねて伺ひますけれども、私の言うキャピタルゲインは不労所得だ、こういう割り切り方について御意見は

ございませうか。

○金子(一)国務大臣 いろいろの見方はございませう。不労所得のような場合もございませうし、あるいはまた資産の譲渡所得、要するにキャピタルゲインだといふふうな見方もございませうし、いろいろの場合もございませうが、今回は、従来の五十回、二十万株の課税からさらに一銘柄二十万株の譲渡のものに課税をするというところで、百尺竿頭一歩を進めたつもりでございます。しかし、なかなか課税資料の収集その他の点から言ひまして、全部捕捉して課税しろと言われてもそれは簡単にできませんから、漸を追ってこのキャピタルゲインの課税に努めてまいりたい、こういうふうな考えでございます。

○高橋委員 どうかひとつそういう意味で、不公平な税制の一つとして行われてきた過去のこの課税のあり方というものを御検討いただくと同時に、これをより前進させていただきたいとお願ひ申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○加藤委員 安田純治君。

○安田委員 私は、不公平税制ないし租税特別措置の全般にわたって伺ひたいところでございます。まずけれども、時間もありませんので、本日は、いわゆる医師税制についてまず総理にお尋ねをいたしまして、もし時間があればその他の問題も伺ひたい、こういうふうに思ひます。

昭和二十九年度の附帯決議、当委員会での昨年の附帯決議でも決議がされてまいりました経緯もありまして、技術料を正しく評価することを含めて診療報酬の適正な引き上げは、開業医が国民にいい治療をして、診療報酬の経営の安定のためにも必要である、私どもは引き続き要求するものでございませうけれども、同時に、税制自体の不合理は不合理として実態に即して合理的に是正されることは、またこれは当然のことであらうというふうな思ひでございます。

わが国の場合に、公的医療機関の整備充実が

くれておりまして、個人開業医は、一般診療所で八六・一%、外来患者数で六四%、ベッド数で五八%を扱っておるようであります。このように小規模小経営の開業医によって日本の医療、国民の健康と生命は支えられておるのである。それだけに国民のこの問題についての関心は非常に高く、きわめて重要な問題だと思ひます。

私は、現行税制の改善は、このような開業医の社会的役割、公共性に配慮して、医療を発展をさせる立場と、同時に、広く国民に理解を受け得る税制、税制上の公平を期するもの、こういうことを図っていかねばならない。この公平さと医療の公共性を正しく統一したより合理的なものとして確立される必要があると思ひますが、総理の御見解をまず承りたいと思ひます。

にしてやるというやり方からきておるのだということをおっしゃいます。この点にメスを入れるかどうか問題だと思ひます。

今回の政府案は、実際の経費率との関係抜きにして、単純に収入階層に応じて控除率を下げていくという安易な態度でお茶を濁すといひますか、こういうものになっておる。一定の手直しとはいへ、真に合理的なものとは言えないのではなうか、こういうふうに思ひますが、いかがでしう。

○金子(一) 国務大臣 私かわつて考え方を申し上げますけれども、もうすでに何回も申し上げておることでございしますが、日本共産党の提言におきまして、実額経費控除方式に改めて、高額所得層に対する課税を是正しろ、ただし実額経費算定方式に移行するに当たっては、記載困難なものに対する経過措置として、概算控除方式の選択を認めるのもやむを得ないというたてまえをとつておられますが、今度の改正はまさにそういう考え方から立てておるとお考えいただいていいと思ひます。十万人前後のお医者様、非常にお忙しい方が一々記載することはむづかしいから、実額に近い五二%という法定経費率で経費を認めましょう。ただし、実額によつて課税してもらわなければ困るという方は、青色申告で申告していただいて、経費を細かく出していただければ、それはそれで認めるわけでございしますから、考え方自体は、この点はあなたの方の考え方と同じだと思ひます。

それから、医療の公共性を保障しろということですが、これはしつちゅう私の方でも申し上げておるように、日夜都市、農村を問わず地域診療に専念しておられるお医者様の公共性を考えて、七二%から六十%までの特別控除を認めなければならぬ、極力お医者様の置かれた今日の事態に合うような行き方をとつておる。まああなたの方はそうおっしゃいませんけれども、われわれの方としては、きわめて実質的な案と考えておる次第でございします。

○安田委員 しかし、大蔵大臣はそうおっしゃいますけれども、たとえば一律に収入階層によつて下げていくというやり方をとりますと、同じ収入階層でも、実際の経費率がある人は四〇%、もう一方の場合は六〇%、こういうようなことだつて起るわけですね。この方式によると税金は全く一緒になる、こういう状態ですから、やはり不合理なものではないかとおっしゃるを得ないのです。この点ひとつ後でお答えいただきたいと思います。

時間もございせんので、次の問題もあわせてお伺ひしますが、いま大蔵大臣がおっしゃいますように、医療の公共性ということもあわせ考へ、同時に統一合理的に解決する道といたしまして、私もより合理的な是正策といたしまして、実際にかつた経費は経費として控除するといふる実額控除方式に基本的に改める、ここに基礎を据えることが大事であると思ひます。この際、みずから診療にも経営にも当たる開業医の実情に照らしまして、税務申告は思い切つて簡素化する措置をとる必要がある。それから、必要経費を差し引いた医療所得を、医師個人のいわゆる院長所得と、病院、診療所の経営に充てられる所得の二つに区分することが必要だ。そして医師個人の取り分については、医師も勤労者でありますから、一般国民と同じように給与所得控除を適用する、病院、診療所の経営に充てられる所得については、医療機関としての公共性を發揮し得るよう思ひ切つて一定の減免措置をとること。以上、先ほど大蔵大臣が日本共産党の提案といたふに言われましたけれども、こういうことをまゝと提議をいたしておるわけでありまして、これは今日の開業医税制の矛盾を取り除き、国民にもわかりやすく、それから開業医も地域の第一線として十分な社会的役割りを果たし得る合理的なものでないかと思ひます。

総理に伺ひますけれども、医師税制を税制度全体から根本的に検討し直して、私どものこの提案も参考にしていただいて、医療にふさわしい合理的な制度を確立することを今後検討すべきであると思ひますが、総理のお考えはいかがでしうか。

○大平内閣総理大臣 制度には、理論的に正しいかどうかという問題も一つございしますけれども、同時に、いままでやってまいりました制度を突換へる場合、激変緩和と申しますか、急に激変を結果するようになるとはなるべく避けなければならぬと考へております。したがつて、今回私どもが提案いたしております案は、理論的に完璧なものとは決して思ひていないのでございまして、相当の期間こういうやり方で御理解がいただけるのではないかと考へて提案しておるものでございします。激変緩和的な要素も相当あるわけで、考慮いたしたるわけでございします。

しかし、いつまでもこれでよろしいとは考へていないわけでございまして、租税特別措置全体がそうでございしますように、本制度につきましても適宜これを見直していかねければならぬ。見直す場合におきましては、あなたの方の党から御提案になつておることもございしますが、各方面からいろいろな御意見が出されておるわけでございします。各、各方面の御意見を十分承りながらわれわれは見直していかねばならぬものと思ひます。

○安田委員 医療税制でもう一つの問題は、当委員会でもたびたび指摘されてきましたように、開業医の法人規制の緩和についてであると思ひます。

現在、開業医は御存じのように、医師三人以上でなければ法人になれないという医療法上の規定がございしますが、こういう意味では、法人化の点についてどうももう少し考へる必要があるのではないかと申すように思ひます。厚生省の方から来たらしく、税金対策のための法人化の緩和立場から見れば、税金対策のための法人化の緩和といふことは考へない、いわば医療の問題として、医療の充実などにメリットがあるならばそれは考へるという立場にならうかと推察するわけですね。ところが、これは単に税金対策の問題

ではなくて、自民党の渡辺美智雄さんも新聞なんかでおっしゃつておりましたけれども、この一人法人化という問題は、医療の合理化、近代化に資するのじゃないかという意味のことをおっしゃつていたやうであります。なるほど、いまの開業医の方の会計上の処理を見ますと、どうしても家計といわばどんぶり勘定になるという弊がなかなか免れないと思ひます。そういう意味では、決して税金上いろいろ便利だからというだけではなう、医療の合理化のためにも、経営の合理化のためにも資するのではないかと。たとえば個人所得とされている部分の中に、看護婦さんが長く勤めてやめる場合には退職金もまた払わなければならぬだろう、そういうものも潜在的に入つておるのじゃないかという考へられるわけでして、そういう意味で、医療法人の規制の緩和ですね、この点、厚生省としてまず考え方を伺ひたいことと、総理としても、ぜひそういう点で医療法人の法人規制の緩和について御検討いただきたい、いかがかということをお答えいただきたいと思います。

○森田委員 お答え申し上げます。いま先生御指摘のように、現在の医療法人制度におきましては、病院あるいはお医者さんが三人以上いる診療所については法人化の道がございしますが、それに満たない小規模な診療所については、確かに法人化の道が閉ざされておるわけでございします。

この問題につきましては、いま先生御指摘の点もございしますし、また最近、開業に当たりまして必要な資金がかなり多額となつてきているといふやうないろいろな社会、経済的な状況の変化もございします。いま御指摘のいわゆる一人法人の問題につきましては、今後関係方面の意見も十分に聞きながら私も検討してまいりたい、かやうに考へております。

○大平内閣総理大臣 一人法人の意義も理解できるところであります。したがつて、これは一つ検討に値する問題だと思ひますが、ほかの医療行政

の問題、税金の問題もあわせて検討させていただきます。

○安田委員 時間が参りましたので最後に、総理は一般消費税導入の前提として不公平税制の是正を強調してこれらと思うのです。いろいろ今回の租税特別措置の問題について伺いました。たまたま申上げました開業医の税制に若干手をつける、それもどうも、いままで指摘してきたように不合理さをまだ残しておる、こういうことで、不公平税制の是正がすべて済んだかのような形式をとらうとされたらこれは大間違いだろう。不公平税制の最たるものは、高度成長時代の遺物といふべき大企業、大資産家優遇の特格的な減免税である、こう考えざるを得ないので、そこにメスを入れるということが必要なのではないか。それなくして一般消費税の導入の前提としていいますか、門前の掃き清めとしてこの程度の租税特別措置の手直しでいいのだというふうにお考えでしたら、われわれとしてはどうも納得いたしかねるので、その辺を伺って質問を終わりたいと思います。

○大平内閣総理大臣 一般消費税を導入させていただく場合の前提条件が、すべて満たされたなどというわけはおありませぬ。これは毎年毎年鋭意やっています。租税特別措置法ばかりでなく、歳入歳出全般にわたって鋭意見直していかねばならぬわけでございます。ことしもそういう観点からやるべきことはやりました。ことしもそういうこと、来年もまた同様にやるべきことはやっています。これは、先ほど山田委員にもお答えいたしましたとおりでございます。

○加藤委員 伊藤公介君。
○伊藤(公)委員 私は、具体的な問題を二、三お尋ねをする前に、一般消費税の問題がすでに具体的に検討される状況の中で、私どもが当初から一貫して主張してまいりました行政の思い切った改革、あるいは医師税制を初めとする不公平税制の

抜本的な思い切った改革ができなければ、私どもは本法案に賛成ができないばかりか、予算委員会では、これは仮定の問題でありますけれども、野党がそろって反対をする、そうしますと、予算委員会では否決をされて、予算は本会議で逆転をして可決をされるという事態になる危険性があるわけでございますが、こうした事態について総理はどのような考え方を持っているのかを、私は具体的な質問に入る前にまずお尋ねをいたしたいと思っております。

○大平内閣総理大臣 予算は国の基本的な一年間の計画でございます。そして、私どもの政権にとりましての一番大事な骨格でございます。したがって、各野党の皆さんの御理解と御支援をいただくべく、予算の編成前から御意見も伺い、これまでの国会における議論も十分踏まえた上で編成に当たったわけでございます。したがって、従来国会で議論されたこと、そこで蓄積された知識は予算案に大分盛り込んであるつもりでございます。しかしそれでも、でき上りました予算についてはお各党とお話し合いをいたしまして、実行上できることはできるだけ御意に沿いたいという趣旨で今日まで折衝、お話し合いを続けてまいりましたわけでございます。明日いよいよ採決が予定されておるわけでございますけれども、いまからでも遅くはございませんで、御賛成をちょうだいいたしたいと思っております。

○伊藤(公)委員 戦後の保守政治のもとで行政機構はますますふくれ上がって、それに費やす負担は非常に大きくなっているわけでございます。一般消費税に対する具体的な話が出ています中で、私どもはまず、行政の改革等に取り組まなければならぬと主張してきたわけでありまして、たとえば政府が主張しているように、一般会計では公務員の数は八千人近くを減らしているという主張がありまして、今日まで計算をしてみますと、六万人近くも逆に入っているという状況であります。高級官僚の公社、公団等への天下り、あるいはそれに対する

退職金等の問題が国民の中でも非常に大きな批判的になっていく状況でございます。こうした中で私どもは、この際ぜひ思い切った改革をしなければならぬという立場でいろいろな折衝もし、主張もしてきたわけでありまして、

そこで、私は具体的な問題で総理にお伺いをしたいと思っております。一月の十九日の閣議で決定をされました昭和五十四年度税制改正の要綱で、「一般消費税については、昭和五十五年度中に実現できるよう諸般の準備を進める。」そして今国会でも大蔵大臣が、一般消費税の法案についてはできるだけ早く結んで、結論が出次第提案をしたいと発言をされておると伺っておりますけれども、それは総理のお考えは、法案の提出時期及び実際の導入はいつとお考えになつておられるのでしょうか。

○大平内閣総理大臣 一般消費税は五十五年度から導入させていただきますと考えておりまして、これは諸般の準備をしなければならぬ年であると考えておりまして、成案を得次第、国会に提出して御審議をいただかなければならぬと考えております。

○伊藤(公)委員 それでは、一般消費税が実際に導入をされた場合、標準家庭においては負担増はどのくらいになるとお考えになつていらつしやるのか。たとえば具体的に五%の税率ではどのようになるか。新聞報道等によれば、大蔵省の試算では年間八万円程度と言われておりますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○高橋(三)政府委員 税制調査会の一般消費税大綱に言っておりますように、税率を地方消費税と合わせて五%という前提でいろいろの試算をいたしましたしております。ただ、たびたび申し上げておることでございますが、一般消費税を導入しました場合に、現に消費税のかかっておりますもの、国税、地方税を通じて相当数の税目がかかっておるわけでございますが、それとの調整をどうするか、それからまた非課税の範囲につきまして、一般消費税大綱で示されておる以外にどういう範囲

にするか、現在調整中でございます。したがって、五%の前提で一般消費税を入れた場合に家計の負担増が幾らになるかという正確な数字を申し上げるのは、現段階で御容赦願いたいわけでございますが、昭和五十一年の「家計調査年報」を基礎としてやりますと、年間で五万七千円程度というふうな推計をいたしております。

○伊藤(公)委員 五万七千円にしても、平均的な家庭にとっては非常な増税になるわけでありまして、もちろん私は、この現在の財政危機を放置しておいていいと考えているわけではありませぬけれども、増税を国民に強いる前に、政府自身はもとよりやるべきことがあるのではないかと、いうふうに思うわけでございます。

一般消費税の実施につきましては大蔵大臣は、先般の税制調査会においても積極的に進めていく、また、財政演説で言われておりますけれども、税制調査会の答申を尊重される趣旨の御発言がございました。同時にこの答申では、医師税制について、「昭和五十四年度の税制改正においては、昭和五十五年度の税制改正に關する答申」において提案した具体的な改善案に基づき、その是正を図るべきである。」こう言っているわけでありまして、私も、答申の都合のいいところだけを増税の一般消費税を持ち出して、都合の悪いところは余り尊重しないというように思うわけでありまして、総理はどのようにお考えになられるでしょうか。

○金子(一)国務大臣 伊藤さんにお答えいたします。一般消費税導入に当たりましては、先ほど来御議論のございましたように、特別措置法全体をさらに見直しするのみならず、歳入全般にわたつてもさらにメスを入れていかなきゃいかぬということとは十分考えております。

それから最後にお触れになりました医師税制の問題は、これは基本的には政府税制調査会の答申の上に乗っかっておるのでございまして、五二%の概算経費率もそのままとっております。四千万

円以上の収入分については政府税調案と全く同じでございしますが、それ未満の分については、やや現実的に即して一クラス階級別の刻みをふやしただけでございまして、私はそれは医師の公共性についての特別の配慮、現実的に即した配慮と考えて、決して政府税調の案より大きく後退した案だとは考えておりません。

○伊藤(公)委員 増税の前に歳出の洗い直しをするというところは当然なことでありまして、私どもも西岡幹事長が委員会の中でお聞きをされていることでもありますが、この中でも、洗い直しについてはまだ不十分である、こういう答弁をされております。一般消費税という大増税の準備は一方では進められているわけでありまして、私も、総理のお考えは、いまのままの見直しで同時に並行してもよい、こういうお考え方で進めていられしやるのでしょうか、いかがでしょうか。

○金子(一)国務大臣 伊藤さん御承知のとおり、行政の実際として、多少実情にそぐわないからといってもとから洗い直せという、理屈どおりやれという考え方もありますけれども、行政の実際からいってやはり実情に即したように、先ほども総理からもお話のございましたように、現実的に即したやり方をとっていかねばなりませんから、そういう意味で、私どもが今日までここ数年間にわたって特別措置全般についても見直しを行っておるわけですが、今後最も最近の情勢にそぐわなくなってきたものにつきましては漸を追ってメスを入れてまいりたい、こう考えております。

○伊藤(公)委員 時間が参りましたので最後の質問をさせていただきますけれども、大蔵大臣御自身も予算委員会の中で、とにかく二十五年間この制度が続いたのであるから、この際除額を一挙にゼロにしろという行き方は現実的な問題としてできるわけではない、こういう御答弁をされているわけでありまして、つまり、抜本的な改正はしなければならぬ、しかし長い間の問題を放置してきて一挙にここで改正をするということは、非

常に大きな問題があるという御認識であろうと思えますけれども、いずれにしても、廃止をする方向で検討をし、消費税の問題が云々されていけばこそ全廃の方向で、もう三年とか五年と言わずに、改正を思い切つてすべきではないかというふうに私は思いますが、その点についてはいかがにお考えになっていらしたのか。あわせて、先ほども少し御議論になりましたけれども、三年以内に廃止をする方向で検討する、こういう意向は変わらないのかどうか、お尋ねをいたします。

○金子(一)国務大臣 すぐ廃止しろとか、三年以内に廃止しろという御議論もございしますが、それと、それをやりましたらかえって混乱するのはお医者様の業界です。これは概算経費率を示すから、とにかく医療に専念しながら申告もできるわけですが、そうでなかったら本当に混乱するので、これはなにかと私どもはむしろ心配しております。わけはございまして、できる人は青色でどんどんやっております。ただ問題は、概算経費率自体が現実的に即したのかどうかということでございますが、これは役所の調査によりまして、会計検査院の調査によりまして、きわめて現実的なものでございまして、いますぐこれを廃止すること、ここ二、三年でやめてしまおうという気持ちは持っております。ただ、社会情勢が今後もどんどん変わってまいりますから、そういう時期が来ましたら、これは見直しなればならぬことは当然でございますけれども、それを半年、一年ですぐ見直しますという約束までは、ちょっとするのはいかがなものかと考えておるわけでござい

ます。今後当分の間ということにしながら、諸般の推移をながめていくということで御了承賜りたいと思っております。

○伊藤(公)委員 三年以内に廃止の方向で見直すという考え方は、総理御自身はいまお持ちであります。それだけ聞いて質問を終わります。○大平内閣総理大臣 必ず見直しますというお約束はいたしかねますが、そういう問題について検

討するにやぶさかでないと思っております。

○加藤委員 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○加藤委員長 これより討論に入ります。

○池田(行)委員 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となつております租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、賛成の意を表明するものであります。

本法律案は、現行の租税特別措置の整理合理化並びに有価証券譲渡課税及び交際費課税の強化ほか、産業転換投資促進税制、長期譲渡所得の課税の特例制度を設け、また、揮発油税及び地方道路税の税率を引き上げることとを主な内容とするものであります。

まず、租税特別措置の整理合理化であります。租税特別措置は、特定の政策目的の実現という面に着目した場合、そのすべてが公正なものと

して非難されるべきものでないことは言うまでもありません。しかし、政策目的が達成されたものや政策効果が上がらないものについては、速やかに改廃を行う必要があることはこれまで申すまでもありません。

今回の整理合理化は、このような観点から見直しを行った結果であり、その内容は、廃止、縮減事項の合計三十項目に及んでおります。しかもその中には、多年の懸案である社会保険診療報酬課税の特例の是正や価格変動準備金の段階的整理などが含まれております。私は、政府が本問題に真剣に取り組んだ態度に敬意を表するものであります。

次に、有価証券譲渡課税及び交際費課税の強化であります。一銘柄につき年間二十万株以上の株式譲渡による所得を課税対象に加えるとともに、交際費の損金不算入割合を高め、その控除額を縮減したことは、時宜を得た適切な措置である

と考えます。

第三に、土地住宅税制であります。優良住宅地等の供給の促進に資するため、長期譲渡所得の課税の特例制度を設けるとともに、中古住宅取得に係る登記に対する登録免許税の軽減措置を講じたことは、まことに適切な措置であります。

また、現下の最大の課題は雇用の安定確保であります。また、産業転換投資促進税制を創設することにも、中小企業者の欠損金の繰戻しによる還付の特例措置、特定不況地域内に新増設される機械等についでの特例償却制度を設けるなど、適切な措置が講じられております。

最後に、厳しい財政事情に顧み、第八次道路整備五年計画に必要な財源の確保等のため、揮発油税及び地方道路税の税率を二五％引き上げることをしております。道路整備計画推進の必要性、揮発油税等の税負担の国際比較等を考慮すれば、この措置はまことにやむを得ざるものがあると考えられます。

以上申し上げた理由によりまして、本法律案に賛成の態度を表明して、私の討論を終わります。(拍手)

○加藤委員長 伊藤君。

○伊藤(茂)委員 私は、日本社会党を代表いたしまして、租税特別措置法の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行うものであります。私がこの法案に反対する理由の第一は、税の不公平は正がきわめて不徹底であることである

す。いま政府が強行しようとしている一般消費税を初め、重税時代の足音の接近と言われている中で、国民の税に対する関心は大きく高まっております。そうして税の不公平は正はまさに国民的要求となつております。

しかるに本法案は、国民世論に押されて若干の改革は行っているものの、医師税制の改革も不公平の四割程度は正されたものにすぎません。さらにこれをどう改革するのかの展望も不明確なま

まであります。また、企業会計原則という理屈に

固執して、退職金引当金を初め、各界から指摘されている数々の不公平税制の事実は取り上げられておりません。これは政府の大企業優遇税制温存の姿勢を示すものであり、五十四年度税制に関連して各界から厳しく指摘をされているところであります。

第二の理由は、今回の改正案の中で、政策目的があいまい不明確であり、また逆に新たな不公平につながると思われるものが含まれていることでもあります。

たとえば土地税制の一部手直しは、優良な宅地の供給に資するためと説明されながら、その具体的な効果、計画、見通し、あるいは現に急務する地価対策については明確な説明ができない状態です。また、揮発油税の引き上げについても、従来の特定財源方式のままであり、今後の経済情勢に効果的に対応する使途などについて総合的な政策展開の視点を欠いたままです。重大な財政事情であるにもかかわらず、本法案のこのような明確な側面は、税財政改革への真剣な取り組みの姿勢を欠いているものと言わなければなりません。

本法案に反対する第三の理由は、税制改革への真剣な努力よりも、できるだけ早く一般消費税を施行しようとする構えをあらわにしていることでもあります。

いま緊急に必要なことは、税財政の民主的再建のために、広く国民の参加を求め、謙虚に国民の意見を聞き、公平、民主的なシステムをつくり出すことでもあります。いまのような政府の姿勢で一般消費税強行の方針は、国民の理解が得られるはずはありません。このような政府の姿勢で納税に対する国民の信頼と納税も得られるものではありません。

政府がこのような姿勢のもとに、わが党が提案している土地増価税、利子配当所得の総合課税、法人への累進税率の適用、広告費課税など当然の課題を取り上げず、一般消費税実現のために不公平正のポーズをとるだけというふうな内容のこの法案に賛成することはできないのであります。

以上の立場から、本法案に反対することを表明し、討論を終わります。(拍手)

○加藤委員長 貝沼次郎君。

○貝沼委員長 私は公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案について、反対の態度を表明し、討論を行うものであります。

以下、その理由を要約して申し述べます。

まず第一は、政府の税制改正に対する基本姿勢であります。すなわち、不公平税制の是正はばはう的な処置で済ませながら、逆に、大衆課税の増強にある点であります。

これは租税特別措置法の改正を見ても、大衆課税とも言える揮発油税の引き上げによる増収が二千三百億円であるのに他の整理合理化が千九百二十億円であることや、所得減税の見送り、たばこの定価の値上げ、一般消費税の導入決定をしていることから明白であります。

また政府が、財政再建それ自体のみを目的として大衆課税の強化に奔走することは、当面の最重要課題である内需の拡大による景気回復に水を差し、結果としては角をためて牛を殺すことになり、財政再建さえもおくらせる危険性が十分にあり、と言わざるを得ないからであります。

第二は、利子配当所得に対する優遇税制を放置していることでもあります。

政府は、昭和五十五年の期限到来を待って正することにしておりますが、課税の不公平が現存することが明白であるにもかかわらず、それを一日延ばしに延ばし、全く手をつけようしないことは、いたずらに国民の不信感と不公平感を増長させるものであります。

特にこの問題については、郵便貯金の実態が全人口の二倍を上回る口座数であったり、一世帯の平均預貯金高をはるかに上回る貯金額となっていることから考えると、いわば政府の徴税上の怠慢が不公平を拡大しているとも言えます。

したがって政府は少なくとも、名寄せ、仮名、無記名預貯金の廃止等の徴税技術面の整備を図るべきであるのに、それすら全く努力しないことはなほ遺憾であります。

第三は、政府が法人関係税について微調整で事足りるとし、抜本的改正の方途すら明確にしてないことでもあります。

政府は、法人関係の租税特別措置について五十年以来、その縮減合理化に努力したと自賛しておりますが、その内容はきわめて糊塗的なものであり、決して適正化されたとは言いがたいものであります。

たとえば今回の貸倒引当金の縮小を見ても、税務資料に基づく実際の貸倒発生率と引当率を比較すると、いずれの業種も実際の貸し倒れの三倍から五倍の引当金を認めていることが明らかであります。

また、租税特別措置を初め法人に対する課税については、経済情勢の変化や財政状況に対応し、退職給付引当金の縮小、法人課税の見直しなど、その適正化が強く要求されているのであります。にもかかわらず、その方途すら明確にしないことはとうてい納得できないのであります。

第四は、いわゆる医師優遇税制と言われる社会保険診療報酬の課税の特例の改正が、国民の医療制度に対する不安感や税の不公平感を解消するものになっていないことでもあります。

政府が二十五年越しの懸案に着手したことは認めるとしても、この問題は国民の生命と健康にかかわることからも、歳出の医療費、診療報酬の適正化などを含む総合的観点から、その整合性ある改革を図る必要があります。

その意味から少なくとも、改正案に期限をつけるなど政府の姿勢を示すべきであります。しかしそれを拒否する政府の態度は、国民感情をいたずらに悪化させるものと言わざるを得ないのであります。

第五は、今回の改正案がインフレ助長と社会的公正の拡大の誘因になるおそれがあることであります。すなわち、土地税制の緩和は、優良宅地供給に

対する認識が甘く、税制改正の本旨に欠けているものであり、また、有価証券の譲渡に対する課税強化も、原則非課税の枠を超えるものではありません。このように、いわゆる不労所得に対する優遇税制を拡大したり野放しにすることは、認めがたいのであります。

以上、申し述べました理由により、租税特別措置法の一部改正に反対し、私の討論を終わります。(拍手)

○加藤委員長 高橋高望君。

○高橋委員長 私は、民社党を代表して、今回提案されました租税特別措置法の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行うものであります。

十分に知られておりますように、租税特別措置は、時の政権担当者がみずから掲げる政策の徹底を図るため、いわば特権として行うものであり、その内容も深度も政権担当者の意思によって定められるものであります。

しかし、そうであればあるほど、これが実行されることによって起る問題も十分に考慮されねばならず、何をしておいても税の公平な徴収が損なわれることをまず考えねばなりません。租税特別措置はまさに不公平税制の原点であると覚悟することでもあります。したがって租税特別措置は、まずこれを実施するに当たって、不公平税制の拡大のおそれを絶えず考え、国民全体に対し納得させ、少なくともある期間これを認めさせる十分な根拠が絶えず必要になってまいります。いわんや政争取引の材料となるようなことは断固として避けねばなりません。

特に今回の対象となる年度は、極端な財政バランスの失調の中で、その修復の対策として増税路線を意図しているという異常な事態の中で、多くの国民が不公平税制の是正を叫んでおり、この是正なくしては新税構想は着想すら不可解であるとしておりますので、政府は、従来とは異なつたみずからに敵しい姿勢をもって、租税特別措置を見直し、改廃する必要があります。

この点について、発表された案は、基本理解の

甘さが余りにも目立ち、容認しがたいものであります。小手先の対策に終始し、その場限りの一時しのぎのみ目立ち、いままでは比して前進したとの姿勢のみ強調しておりますが、その基準点であるいままでは言われる内容の本質こそ検討されるべきで、土地税制、キャピタルゲイン課税、医師税制等々、国民感情を無視したものと云わざるを得ません。医師税制については医師も国民も満足であり、土地税制については、土地価格の騰貴を生ぜしめる危険性の除去に十分な配慮が行われたか、また、キャピタルゲイン課税が今回程度で不労所得の評価をぬぐい得たか、どれ一つとてすべて不満足なものであります。

一方、新設対象としての転換投資減税については、もっと大胆に行うべきで、国民生活の長期安定を図るには余りにも内輪過ぎて、本来の姿勢を十分に国民に示し得たとは思えません。以上、すべてについて小出しであり、小手先の対策であり、わが党としては本案に対し反対するものであると申し上げて、討論を終わります。(拍手)

○加藤委員長 安田純治君。

○安田委員 私、日本共産党、革新共同を代表して、本案に反対の討論をいたします。

第一に、本改正案は、個別的景気対策と称し、主として大企業、大資産家救済となる不公平税制を拡大していることとあります。

その一つは、本年度実施の投資減税を受け継いだ産業転換投資促進税制の創設であります。

政府は、不況業種の事業転換促進と雇用対策に資するとしております。しかし現下の情勢は、一部の業種を除き、特定不況企業の経営状態は好転しており、特安法やこの投資減税の必要性すら疑問になってきているのであります。しかるに政府は、過剰投資、過剰蓄積など経済の危機的事態を引き起こしたみずからの責任を問うことなく、特定不況大企業の進める設備処理、人減らし合理化、関連中小企業への一方的しわ寄せを是認し、援助さえしているのではありません。

今回の制度は、これらの大企業に対し、税額控除という最も恩典の高い措置を新たに与えるものにはかなりません。

またこの措置は、赤字で苦しむ多くの企業にはメリットがなく、むしろ好況企業ほど適用のメリットがあるものとなり、結果として企業間格差を広げ、不公平をますます拡大するものであります。

その二つは、宅地供給の促進を名目とした土地住宅税制の緩和であります。

今回の措置が果たして庶民の宅地供給の促進に資するかどうか大いに疑問であることは、本委員会の質疑でも指摘されたところであります。また、大口譲渡に係る高所得者の実質税負担をさらに押し下げ、税の不公平を拡大するものであります。これは資産課税強化の政府の方向にも逆行するものであります。持ち家政策をおおる一方で、今年度に続いて来年度もとられる土地税制緩和は、現在の地価高騰にさらに輪をかけてのことと必至であります。

結局今改正は、国民の望む住宅と地価安定に役立つものではなく、逆に土地保有者や不動産企業の救済だけの措置と言わなければなりません。第二に、大企業、大資産家優遇税制の是正は、若干の手直しにすぎず、合理的なものではない点についてであります。

政府は、今回の是正は従来にないものと述べております。しかし、価格変動準備金の長期存続、交際費課税の損金不算入制度の温存、実績に見合わない貸倒引当金、原則非課税のキャピタルゲイン課税などは、税の公平は全く確保されるものではありません。

次に、社会保険診療報酬課税の特例については、若干の手直しがなされるとはいえ、医療制度や税制度を国民本位に改革していく展望と結びつかず、不合理な点を残したままの措置であります。

医療にふさわしい税制は、一、実額控除方式に改めること。二、医療所得を医師個人の取り分と

病院、診療所の経営に充てられるものに区分し、医師個人の所得については一般勤労国民と同様に扱うこと。三、経営に充てられる所得には、医療の公共性の保障と地域保健医療の拡充、発展の立場から一定の軽減措置をとるべきであります。さらに、開業医の法人規制の緩和、つまり一人法人化を認めることなど、医療税制全体についても合理的な改善が必要であります。

最後に、来年度税制改正案は、国民に対しては二年続きの所得減税見送り、ガソリン、たばこの値上げなどで一兆円を超す税負担を強化する一方、不公平税制の是正は、初年度千七百八十億円と額においても全く不十分なものであります。また内容においても、高度成長時代の遺物ともいえるべき大企業、大資産家向けの特権的減免税、とりわけ所得税、法人税の本法及び租税法の基本的部分にはほとんどメスが入れられていないいわめて不徹底なものであります。

以上の点を申し述べ、本改正案に反対の討論といたします。(拍手)

○加藤委員長 伊藤公介君。

○伊藤委員 私、新自由クラブを代表して、本法律案に対し反対の討論をするものであります。

わが国の財政事情は、きわめて逼迫し、近い将来それが好転する見通しは立っておりません。このような事情をわれわれもよく認識をしているため、来年度予算編成に臨んで、五十四年度予算政府原案に対し、減額修正の方向で検討することを要求してまいりました。

その要求を改めて要約するならば、行政機構の抜本改正と補助金の根本的な見直しによる歳出の削減と、不公平税制の是正による歳入増であります。

行政機構の改革については、まず随より始めよの格言どおり、まず国会議員の定数削減という立法府の改革から始めるべきことを提唱し、行政改革を実効あらしめるよう主張してまいりました。また、不公平税制の是正については、租税特別

措置法の全面的な見直しの必要を訴えてきました。租税特別措置は、税制度の本質から見て本来認められるべきものではありません。ただし、臨時、特別の政策的配慮から例外的に認められるべきものであります。

かかる観点からわれわれは、社会保険診療報酬課税の特例も、現時点において政策目標を達成しており、それを廃止すべきであると考えてきました。それと同時に、一般国民の中に横溢している税の不公平感を正し、租税に対する国民の理解と協力を得るためにも、医師に対するこの特例措置の全廃を至当なものと考えてきました。

しかるに政府は、このたびの租税特別措置法の一部改正案において、依然医師に関する特例措置を改めることなく、現行制度にわずかな手直しをしただけの改正案を提案してきました。これはまた、五十年の政府税調答申の線にまでも達していないものであり、新自由クラブの基本的な考え方からは大きくかけ離れたものであります。

悪化しつつある財政事情を改善するため、政府は五十五年度から一般消費税の導入を積極的検討しているが、かかる新税を検討しながら、不公平税制の是正に真正面から取り組まず、一時を糊塗することは容認できません。社会保険診療報酬課税の特例措置の是正は、前述の税の基本理念に沿うのみならず、国民に対して真剣な政治姿勢を示す上でも大きな意味があると考えてきました。かかる新自由クラブの基本的な考え方並びに従前の主張と政治姿勢に照らして、この租税特別措置法の一部を改正する法律案にわれわれは反対を表明するものであります。(拍手)

○加藤委員長 これにて討論は終局いたしました。

○加藤委員長 これより採決に入ります。租税特別措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○加藤委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○加藤委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党、日本共産党・革新共同及び新自由クラブを代表して、愛知和男君外五名より、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。この際、提出者より趣旨の説明を求めます。愛知和男君。

○愛知委員 ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、提案者を代表して簡単に御説明申し上げます。

この決議案は、各種準備金、利子配当の分離課税制度及び社会保険診療報酬課税の特例制度等について整理合理化を推進するとともに、土地税制及び揮発油税等の改正に伴い特段の配慮を行い、税務職員処遇改善等について十分に努力すべきことを政府に要請するものであります。

個々の事項の趣旨につきましては、法案の審査の中で明らかにされておりますので、その説明は、案文の朗読によりかえさせていただきます。

租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、左記の事項について、所要の措置を講ずべきである。

- 一 価格変動準備金については、その整理期間をさらに短縮するよう検討するとともに、濁水準準備金等各種準備金については、政策目的及び政策効果の検討を行い、その整理合理化を一層推進すること。
- 一 退職給与引当金等各種引当金については、その繰入率、取りくずしの方法等が実情に即するよう適宜見直しを行うこと。
- 一 法人の受取配当益金不算入制度及び支払配当軽減制度等法人課税の基本的あり方を検討

昭和五十四年三月十九日印刷

すること。

一 利子配当所得については、昭和五十六年からの総合課税の実施を期するとともに、有価証券譲渡益課税の強化について、今後さらに検討を進めること。

一 社会保険診療報酬課税の特例については、社会保険診療報酬の推移、医業のもつ特殊性とその健全経営の確保等を総合的に配慮しつつ、合理的な税制のあり方をさらに検討すること。

一 社会福祉充実の見地から、年金に関する課税の合理化を検討すること。

一 今回の土地税制の改正に伴い、地価騰貴の抑制、宅地供給の促進等について、諸施策の公正、かつ、機動的な運営に遺憾なきを期すること。

一 所得・物価水準の推移等に即応し、中小所得者を中心とする所得負担の軽減合理化(配偶者控除の適用要件である配偶者の所得限度の引上げ、白色申告者の専従者控除の引上げ等を含む。)に努めるとともに、税負担の公平化を推進すること。

一 医療費控除、雑損控除については、実情に即し適切な配慮をすること。

一 深夜労働に伴う割増賃金、寒冷地手当及び宿日直手当については、一定の非課税限度を設けることは是非について検討すること。

一 揮発油税等の改正に伴い、市町村道の整備の促進について特段の配慮を行うこと。

一 変動する納税環境の下において、複雑、困難で、かつ、高度の専門的知識を要する職務に従事している国税職員について、職員構成の特殊性等従来の経緯及び今後の財政確保の緊急かつ重要性にかんがみ、今後ともその処遇の改善、定員の増加等に一層配慮すること。

以上であります。
何とぞ御賛成くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

昭和五十四年三月二十日発行

○加藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。お諮りいたします。

本動議のごとく附帯決議を付するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本附帯決議に対し、政府より発言を求められておりますので、これを許します。金子大蔵大臣。
○金子(一) 國務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしまして、御趣旨に沿って配慮いたしたいと存じます。

○加藤委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○加藤委員長 この際、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

去る二月二十二日理事坂口力君が、また三月一日理事竹本孫一君が委員を辞任されましたので、現在理事が二名欠員となっております。その補欠選任につきましては、先例によりまして、委員長において指名いたしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 御異議なしと認めます。それでは
坂口 力君 及び 竹本 孫一君

を理事に指名いたします。
次回は、明七日本曜日午前九時四十分理事会、午前九時五十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後九時四十四分散会

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D